

○島田市観光振興活動支援事業費補助金交付要綱

令和4年4月18日

(趣旨)

第1条 一般社団法人島田市観光協会理事長（以下、「理事長」という。）は、島田市の観光振興や知名度の向上に寄与する活動を行う団体を支援するため、当該団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、一般社団法人島田市観光協会補助金等交付規則(令和4年4月1日施行。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、営利を目的としない団体であって、次に掲げる団体とする。

- (1) 島田市の観光宣伝に寄与するもの(舞踊、楽曲等無形のものを含む。)を開発し、又は創造する事業を行う団体
- (2) 島田市固有の伝統芸能を継承し、その伝統芸能を披露することにより観光宣伝活動を行う団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、島田市の観光振興や知名度の向上に寄与する活動を行う団体として理事長が認める団体

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業及び経費並びに補助金の額(率)は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ規則第13条第1号イに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

- (1) 規則第13条第2号に規定する事業計画書
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

2 申請者のうち概算払を受けようとする者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを添付するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 理事長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号イに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした団体に通知するものとする。

(変更の承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた団体が第4条第1項の申請の内容を変更しようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、理事長の承認を受けなければならない。

- (1) 規則第13条第2号に規定する変更事業計画書
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 理事長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、申請をした団体に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 規則第13条第2号に規定する事業実績書
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第8条 理事長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の確定を受けた団体が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を理事長に提出しなければならない。

(概算払の請求手続)

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体が補助金の概算払を請求しようとするときは、規則第13条第9号に規定する概算払請求書を理事長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助の対象となる事業	補助の対象となる経費	補助金の額(率)
1 観光振興・知名度向上事業	次に掲げる経費とする。 (1) 島田市の観光宣伝に寄与するものの開発、創造に要する経費 (2) 島田市の観光振興や知名度の向上のために必要な情報発信に要する経費	当該事業に要する経費(他の団体等からの補助を受けた場合は、当該補助を受けた額を控除した額)の2分の1以内とし、30万円を限度とする。
2 伝統芸能道具等維持事業	観光行事等において、伝統芸能を披露するための道具及び装束類の購入及び修繕に要する経費(個人の所有に帰属するものの購入費及び修繕費は除く。)	ただし、理事長が必要と認めるときは、当該限度を超えて補助することができる。
3 観光誘客イベント開催事業	申請者が主体となって地域の多様な関係者と連携し、創意と工夫に富み、島田市への誘客及び観光消費が期待できるイベントの開催に要する経費(ただし、土産、飲食、娯楽又は接待に関するものは、補助の対象としない。また、1個あたりの取得価格が4万円を越える物品は、補助の対象としない。)	

備考

- 1 一の団体への補助は、1、2又は3のいずれかの事業に対し1年度につき1回とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 次に掲げるイベント事業は、補助の対象としない。
 - ・政治的活動又は宗教的活動と認められるもの
 - ・主な対象を地域住民とするイベント(地域のまつり等)
 - ・特定の者を対象とするもの(スポーツ大会等)